

稲城市 市民税・都民税

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

* 市・都民税申告用紙、上場株式等の所得等に関する資料（例：特定口座年間取引報告書や配当計算書等で住民税の特別徴収が確認できるもの）の提出が必要となります。

年度（ 年分相当分）

納税義務者 氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等			円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。
 （注意）上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等			円

2は以下の例のような場合に使用します。

例：確定申告で分離課税とした配当所得を住民税では総合課税で申告

以下職員記載欄

総合		分離		その他	
配当	株	有価証券	一般	配当割	
	私	証券	上場	株譲渡割	
	外				
	証	上場配当			